

令和8年度スタートアップ成長加速化総合支援事業業務委託 仕様書

1 事業の目的

県内のスタートアップ（以下、「SU」という。）が成長するためには、CXO候補や部門の責任者となり得る層の人材（以下、「外部経営人材」という。）の参画、首都圏等のベンチャーキャピタル（以下、「VC」という。）等からの資金調達が必要である。

そのため、本事業では、SUのイグジットを見据えた成長戦略を明確化し、その実行に向けた課題解決のアプローチ手法として、外部経営人材の獲得や資金調達に係るアクションプランを策定する支援を行うとともに、人材やVC等とのマッチング機会を提供することで、SUの成長を加速させることを目的とする。

併せて、各SUのニーズに応じたアクセラレーションプログラムを提供することで、SUの育成及び底上げを図ることを目的とする。

(補足)

県内SUについて

- ①新潟県内に本社を有する、又は新潟県を主要な事業エリアと位置付けて拠点等を設けていること
 - ②自社の主たる事業として新たなビジネス等を開始後、概ね10年以内の企業であること
- 具体的な対象の範囲は県と受託者で協議の上、決定する。

2 委託内容

(1) 事業周知とSUの募集・選定

- ・SUの募集に際しては、本事業の周知を図るため、事業の概要説明を行うガイダンスに加え、本事業への参加意義について理解を深めるセミナーを開催すること。
- ・成長戦略及び人材獲得・資金調達に係るアクションプラン策定に向け、専門家によるメンタリング支援を行う県内SUを10社程度募集・選定すること。
- ・応募があった県内SUに対しては、経営状況や今後の成長ビジョン等についてヒアリングを行い、県と受託者において協議の上、支援対象を選定する。

(2) 県内SUへの支援内容

ア 専門家によるメンタリング

- ・選定したSUを対象に、事業分析・課題整理を行った上で、イグジットに向けたストーリーを明確化し、成長戦略を策定するとともに、必要なリソース（ヒト・カネ）を整理し、人材獲得・資金調達に係るアクションプランを策定するため、個別に専門家によるメンタリング支援を行うこと。
- ・専門家の具体の候補者については提案すること。

イ 個別マッチング

- ・外部経営人材獲得に向けては、必要と考える人材像の明確化とそれに合致する人材への引き合わせを行うこと。なお、首都圏等の外部経営人材の紹介方法、及び首都圏等の外部経営人材と選定SUとのマッチング方法については、提案すること。
- ・資金調達に向けては、SUのステージ及び事業内容に応じたVC等を選定し、引き合わせを行うこと。なお、想定する首都圏VC等があれば、提案書に記載すること。

- ・支援対象は、上記(1)で選定した10社程度のうち、マッチング段階に進むSUに加え、既に成長戦略やアクションプランの熟度が高く、マッチングのみを希望するSUも含めることとし、合計で5社以上とする。
- ・マッチングに当たっては、必要に応じ綿密なフォローを行うこと。
- ・マッチングのみを希望するSUについては、随時経営状況等についてヒアリングを行い、県と受託者において協議の上、選定する。

ウ 個別型アクセラレーションプログラム

- ・上記ア及びイの支援対象以外のSUに対し、その育成及び底上げを図る観点から、各SUのニーズに応じた個別型アクセラレーションプログラム（例、販路開拓、知的財産、法務・契約、会計・税務等）を提供すること。
- ・プログラムの内容やボリューム、手法、支援者数等は提案すること。
- ・参加を希望するSUについては、随時経営状況等についてヒアリングを行い、県と受託者において協議の上、選定する。
- ・上記アの支援対象者においても、成長戦略及びアクションプラン策定の中で、ニーズがあれば利用できるようにすること。

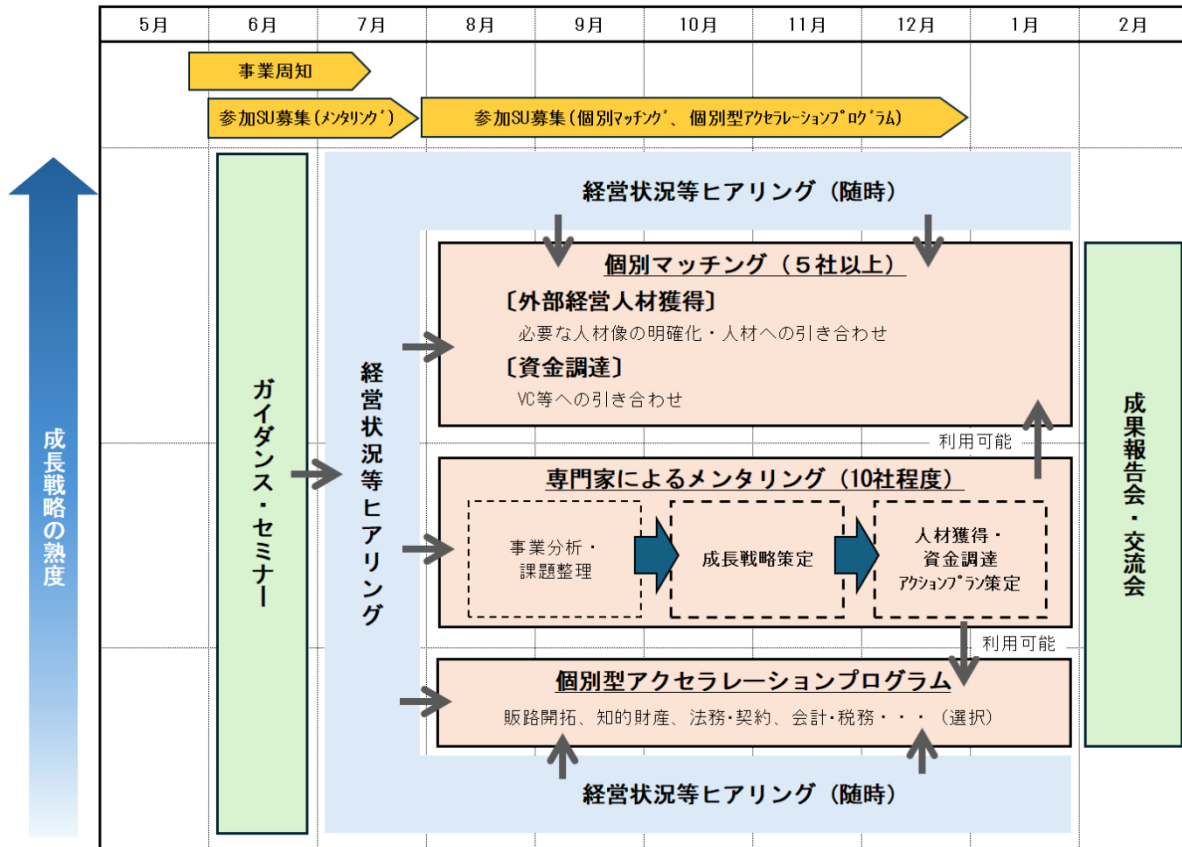
(3) 成果報告会・交流会の開催

- ・上記ア及びイで支援したSUによる成果発表会を開催するとともに、県内SUと首都圏等の外部経営人材やVC等を幅広く集めた交流会を併催し、参加者間の対話機会を創出すること。
- ・発表に当たっては、その後の実効性を高める内容とするとともに、事業期間に得られた知見や課題・問題点について明らかにするよう指導すること。
- ・支援したSUの事例をロールモデルとして横展開するとともに、事業期間後も県内SUと首都圏等の外部経営人材やVC等とのつながりを継続できるよう、構成を工夫するとともに、成果報告会のほか、事業効果向上のために必要があれば、中間報告会などの開催も提案すること。

(4) アンケートの実施及び報告書のとりまとめ

- ・上記(2)ア～ウ及び(3)の参加者に対してアンケート調査を行うこと。なお、アンケートの項目については、事前に県と相談すること。
- ・本事業について、「令和8年度スタートアップ成長加速化総合支援事業業務委託報告書」として実施内容を取りまとめ、令和9年3月5日（金）までに県へ提出すること。
- ・また、本報告書と併せて、本事業の概要が分かる公表用資料を作成し、同日までに提出すること。

〔事業イメージ〕



3 独自提案

本仕様に定めのない事項であっても、本業務の目的や趣旨を踏まえ、より効果的と考えられる提案は、積極的に行うこと。

4 委託対象となる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

5 その他

- (1) 本委託業務の実施に当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守すること。
- (2) 法規制等の見直し状況を注視し、プログラムの実施及びイベント開催等に係る運用・管理を行うこと。
- (3) 県は必要に応じて、業務の実施状況について随時実地調査し、受託者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示を行うことができるものとする。
- (4) 本事業実施にあたり、知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び商品表示・商品形態等）並びに肖像権及びパブリシティ権等（以下、これらを総称して「知的財産権等」という。）について、適切に権利処理が行われた素材を使用すること。
- (5) 受託者は、本事業の成果物が第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証することとし、第三者との間で発生した知的財産権等に関する手続きや使用料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

- (6) 本委託業務により制作される成果物の著作権は、全て県に帰属するものとし、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。ただし、本業務において受託者が構築したプログラムに係る著作権については、受託者に帰属するものとする。
- (7) 県が行う実地検査に協力すること。
- (8) 委託期間終了後5年間は、本委託業務に関する以下の書類を保存すること。
- ・見積書
 - ・発注書
 - ・契約書
 - ・納品書
 - ・請求書
 - ・振込依頼書
 - ・領収書
 - ・現金出納簿
 - ・帳簿、元帳
- (9) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議の上、これを定めるものとする。